



〒101-0065 東京都千代田区
西神田3-1-2ウインド西神田ビル502
発行所 一般社団法人全国牛乳流通改善協会
TEL.03-6380-8021
FAX.03-6380-8435
e-mail: mail@zenkaikyou.or.jp
U R L : www.zenkaikyou.or.jp
twitter : @zenkaikyou
facebook : 全国牛乳流通改善協会

あけましておめでとうございます。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。



第7回 牛乳ヒーロー&ヒロインコンクール
牛乳販売店特別賞受賞作品
「ニューカルくん」
滋賀県 小学3年生 青葉 生さんの作品

紙面から

新年のご挨拶	(1面)
令和2年度の全改協事業 全改協の新型コロナウイルスへの対応	(2面)
サポート事業推進委員会(仮称) ほか	(3面)
流改協事務局連絡先一覧	(4面)
容器包装リサイクル法	(中刷)
政府等の支援策	(中刷)

新年のご挨拶



一般社団法人全国牛乳流通改善協会
会長 橋本正敏

新年あけましておめでとうございます。令和三年の年頭にあたりまして、全国の加盟店さまはじめ関係者の皆さまに謹んで年頭のご挨拶を申しあげますとともに、日頃皆さまから賜りました格別のご支援、ご協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

初日の出のお日様までが今年はずいぶん早く、世界の中のひとが日常的にマスクを着用して生活するという、ほんの一年前まではまるで思いもよらなかった光景があたりまえになってしまった中で年が明けました。とは言いますものの、本年の干支は辛丑(かのとうし)であり、「辛

は古い植物が枯れて新しい世代が生まれ出す状態といわれます。「丑(牛)」は、神様や仏様の遣いなどに象徴される縁起の良いどうぶつで、なにより私たち酪農乳業界に携わる人々は、牛がいなくては生活が成り立たない大恩人(牛?)です。ただ、世間一般には牛のことが詳しく正確に知られていない傾向が残念ながらあ

ります。数年前まで、全改協では、事業として主に中学生を対象とした「街の牛乳屋さんの職業体験」を実施しておりました。参加する生徒さんには、職業体験の実務に入る前に必ず全改協が作成したテキストを基に、牛の生態や牛乳の流通などに関して簡単に学習する機会を設けましたが、生徒のみならず先生方の中にも、例えば牛の乳頭は4つあることとか、そもそも雄の牛からは牛乳は出ないことや、雌の牛であつても、赤ちゃんを産んだ牛からでないとお乳は出ないなどということも知られていない例が少なからずありました。

このように、私たちにとっては常識であつてもまだまだ世間に広く周知していかねばならないことが多くあります。これは私たち全改協の活動にもいえます。業務上、全国牛乳流通改善協会の会長として様々な方にお目にかかりますが、「全改協って何をしているところ?」という問いに直面することの多さを痛感いたします。執行部、事務局等のアピ

改協を通じて加盟店の皆さまにお配りしご協力をお願いいたしました。また、会議での人の集まり、会話による飛沫飛散による感染を未然に防止すべく、第43回通常総会は参加者を役員のみに限らせていただきました。本年度の事業内容を説明する地区別会議は中止とし、令和2年度事業については書面の送付にて説明させていただきました。このため、事業内容が説明不足になった面がありましたが、通常2月に開催予定の「牛乳販売店優良事例発表会」も、内容を、「現下のコロナ禍での感染防止策や、対面営業が制限される中、営業活動をどう工夫されているか」などをヒアリングし、結果を取りまとめ、全国の加盟店さまに活かしていただくべくお伝えする「With コロナ社会において地域の健康を支える牛乳販売店のあらたな取組」という事業に変更して実施いたします(※)。

改めてわたくしが申しあげるまでもなく、昨年は新型コロナウイルスにより世界が一変しました。全改協でも、加盟店の皆さまやそのご家族、執行部すべてにわたり感染者を出すことがないように細心の注意を払い、慎重に活動を進めました。5月には「牛乳販売店における新型コロナウイルス感染症予防への取組について(ガイドライン)」を策定、各流

改協を通じて加盟店の皆さまにお配りしご協力をお願いいたしました。また、会議での人の集まり、会話による飛沫飛散による感染を未然に防止すべく、第43回通常総会は参加者を役員のみに限らせていただきました。本年度の事業内容を説明する地区別会議は中止とし、令和2年度事業については書面の送付にて説明させていただきました。このため、事業内容が説明不足になった面がありましたが、通常2月に開催予定の「牛乳販売店優良事例発表会」も、内容を、「現下のコロナ禍での感染防止策や、対面営業が制限される中、営業活動をどう工夫されているか」などをヒアリングし、結果を取りまとめ、全国の加盟店さまに活かしていただくべくお伝えする「With コロナ社会において地域の健康を支える牛乳販売店のあらたな取組」という事業に変更して実施いたします(※)。

いまだにコロナの収束が見えない中、4月からの新年度につきましてもどのように進めるか、現状でははつきりとわかない状態です。重要なことにつきましては、決定次第、都道府県流改協や各メーカーを通じてお伝えしてまいりますのでご協力お願いいたします。

今年、H A C C Pに沿った衛生管理が6月に本施行になります。以前お配りした「手引書」を活用していただき、毎日の温度管理、衛生管理を徹底していただきますようお願いいたします。

対面営業、手渡し配達という牛乳配達の基本がやりにくくなった状況ではありますが、「元祖宅配」である牛乳宅配の意義は失われるものではありません。実際、コロナ禍で外出を控えたことにより、通販や外食など宅配全体が大きく注目を集めた中、牛乳宅配も堅調だと聞いております。またコロナの影響で健康志向が層強くなり、ヨーグルトの販売も昨年は好調に伸びました。いずれ必ず訪れるコロナ沈静化のあとにふたたび笑顔でお客さまに新鮮な牛乳乳製品をお届けできる日を待ちながら、基本に忠実に日々の業務にあたり、今は牛のようにおとなしく力を蓄えて過ごしましょう。

最後に、加盟店の皆さまの益々のご発展とご健勝をお祈り申しあげまして、新年のご挨拶といたします。

(※) この事業については、感染状況を考慮し、本年度は一時休止といたしました。本紙面作製中に状況が進んでいるためここの記述となりました。



謹賀新年

本年もよろしくお願ひいたします

カラダ強くする

ヨーグルト / のむヨーグルト

L

ラクトフェリン

ビフィズス菌 BB536

今、話題の
シールド乳酸菌
配合!

3つのサポート

シールド乳酸菌



100g



100g

森永乳業

令和2年度の全改協事業について

「優良事例発表会」は実施形態を変更

令和2年度の全改協事業は、総会にて「1. 加盟店サポート事業」として「ミルクカレンダーの制作・斡旋事業」「食品等流通合理化緊急対策事業」「2. 牛乳販売店優良事例の発表および表彰事業」、その他の事業の実施を承認されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、特に「牛乳販売店優良事例の発表および表彰事業」(優良事例発表会)は形態を一部変更して実施することとなりました。

ミルクカレンダーの制作・斡旋事業

すでに加盟店の皆さまに届き、

お客さまに配布されたことと思えます。本年度のミルクカレンダーは、料理研究家・管理栄養士の藤井恵(ふじい・めぐみ)先生の監修による「栄養たっぷり！牛乳でつくる元氣レシピ」づくり方かんたん3ステップのタイトルで、今回も全改協が企画から制作まで行いました。毎日続ける料理なのでストレスをかけずに続けられることを心がける先生の料理にふさわしく、掲載レシピは簡単にできるものばかりです。レイアウトが大きく変わり、前回まで見開きひと月表示でしたが今回は見開きふた月表示と

なっています。また、先生による「毎日の献立に役立つ栄養の話」を掲載しています。

全部で約130万部制作し、加盟店さまのお客さまへのノベルティとして役立ちました。

ミルクカレンダー2021



優良事例店の発表および表彰事業 ↓ Withコロナ社会において地域の健康を支える牛乳販売店のあらたな取組に変更

昨年突如発生し世界的感染拡大が収まらない新型コロナウイルスにより、私たちの生活が一変しました。牛乳販売店、加盟店の皆さまも事業活動が大きく制限され、継続しておられるのが続いております。このような状況の中、**新型コロナウイルスの感染状況をかんがみ、本年度は一時休止いたします。**取組です。

「令和2年度の全改協事業について」の記事中、全改協事業を集めることや、加盟店さまの事例を集めること、

訪問によるセールスや集客型試飲会などの営業手法が制限される中、それでも感染防止に対応した新たな手法で生き残りを図る加盟店さまがいらっしゃいます。また、過去にも台風・水害・地震などの天災、その他の困難を乗り越えるために工夫を重ねた加盟店さま、そういった経験、ノウハウをぜひ、いまだからこそ共有したい、共有すべきであるとの思いから、これらの事項に特化した事例収集を行い、皆さまに役立てる事業を実施します。

収集した事例はパネルディスプレイ形式で発表し、その模様を収録し動画で配信いたします。

全改協の新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします

全改協としても、全国の加盟店さま、流改協に対して方向性、指針をお示しする立場として、特に感染拡大、被害を出してはならないという強い決意のもと、充分に留意をした活動を行い、同時に皆さまにもご協力を呼びかけ、また全改協としてのスタンスを広くアピールしております。

加盟店さまの日常の営業活動に向けて

加盟店さまが、「新しい生活様式」に対応して、またお客さまの安全をお守りし、安心して営業活動を継続して行けるように、全改協としては、農林水産省が発表した「食品産業事業者の従業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の主旨に沿って、5月末に「牛乳販売店における新型コロナウイルス感染症予防への取組について(ガイドライン)」を策定・発表しました。内容は「全改協だより(第92号)」に掲載いたしました

会議等の開催による「3密」発生の回避について

国内においても毎日感染者は発生しているものの、欧米諸国での感染発生率よりは低く抑えられています。これは明確な医学的・科学的な理由はまだ解明されていませんが、一つには3密の回避、マスク着用、手洗いが日本において徹底されているからではないかと考えられています。

私たちが全改協が3密を回避するには、各種会議の開催方法を変える必要があります。具体的には、**第43回通常総会 ↓ 緊急事態宣言期間中(5月22日)に予定していた通常総会の開催を延期し、出席**

者については、通常は各流改協の会長が会場に出席しますが、感染を防止するため、参加を絞り、委任状、議決権行使書での参加としていただき、執行部のみ出席にて開催しました。

● 地区別代表者会議 ↓ 例年、通常総会にて承認されたその年度の全改協事業について各流改協、マーク協の代表者の皆さまに説明し、事業の推進をお願いすると同時に、皆さまとの意見交換、全改協に対するご意見、ご要望を伺い今後に役立てる機会としておりますが、今年度は会議開催に伴う人の移動、会議、意見交換、会食による感染のおそれがあるため中止いたしました。このため本年度事

業の実施につきましては、書面での説明のみとなりわかりにくい点があつたことと思えます。この点につきましてはお詫び申し上げます。

● 理事会、常任理事会 ↓ 定期的に東京(事務局近辺)にて開催しておりますが、本年度は緊急事態宣言が発せられる以前から、理事、常任理事が実際に集まる開催を控えました。

緊急事態宣言解除後も、人の移動、集合による感染を避けるため、会議ソフトウェアを利用したオンライン開催に切り替えて開催しております。対面式でないことにより大きな支障もなく開催を継続し、全改協の運営を司っております。

牛乳販売店における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防への取組について(ガイドライン)

一般社団法人 全国牛乳流通改善協会に加盟する「牛乳販売店」は、新型コロナウイルス感染拡大を予防し、お客様の安全、かつ安定した商品供給体制を継続的に進めていくため、下記の通り感染予防に向けた取組を推進します。

1. 加盟店の取組

- * 事務所入口に「手指消毒液」を設置
- * スタッフの業務中のマスク着用の励行
- * 全スタッフの勤務中喫煙の禁止
- * 事務所内の十分な換気(2か所以上の窓開け)
- * トイレの清掃・消毒と布タオル使用の中止(ペーパータオル設置を推奨)
- * スタッフに罹患発生時の対応体制の構築と周知(発生確認後自主消毒の開始)
- * スタッフの行動履歴把握と濃厚接触者の定義を周知
- * イベント型の試飲・試食会の見合わせ
- * お客様の利用動向を把握し、適切な配達体制の構築
- * ソーシャルディスタンスを確保するため、スタッフ間の接触を極力避ける
- * 冷蔵庫、冷凍庫内は定員1名を原則とする
- * 時差出勤の実施(配達時間の変更、お客様への周知)
- * キャッシュレス決済の推進(対面接客など新しい生活様式実践)
- * 新型コロナへの対応について、お客様Q&Aの作成(安全・安心の告知)
- * 店頭販売はお客様と従業員の間の仕切り設置
- * 他企業の休業に伴う離職者への就業機会の提供

2. 従業員の取組

- * 出勤時の検温(「自己管理衛生チェック表」の整備・報告)
- * 全員「週間セルフ体調チェック」を毎週実施・報告
- * 手洗い・うがい・手指消毒の励行
- * 社内外会議、研修、などへの参加見送り
- * 不要不急の外出の自粛(プライベート)

お客様及び従業員の健康と安全を最優先に考え、お客様に安心してご利用いただける環境の整備や安定した商品供給に、全力をあげて取り組んで参ります。

【令和2年5月22日】
一般社団法人 全国牛乳流通改善協会

牛乳販売店における新型コロナウイルス感染症予防への取組について(ガイドライン)

「令和2年度の全改協事業について」でご紹介しましたように、例年開催していた「優良事例発表会」は現状をかんがみ「Withコロナ社会において地域の健康を支える牛乳販売店のあらたな取組」に変更し実施いたします。

(本年度は一時休止します。)

サポート事業推進委員会(仮称)の設置について

全改協は、牛乳販売店の社会的地位の向上、加盟店さまの経営安定を目指す活動を行う団体です。新型コロナウイルス感染症が収束せず不安が払拭されない状況の中、より一層加盟店さまのためになる活動が実施できるよう準備をしています。

現在実施している全改協事業の中に「加盟店サポート事業」があり、「ミルクカレンダーの制作・斡旋」と「食品等流通合理化緊急対策事業」を実施しています。

今後、加盟店さまの営業活動のサポートとして役立つ活動をさらに実施・推進していきます。具体的にとのような事業を行うか、事業活動の内容を検討するため、全改協の役員を選出しているマーク団体協から委員を選出させていただきます。「サポ

ト事業推進委員会」を設置します。加盟店さまのサポートに役立ち、さらには全改協のあるべき姿、存在意義を意識していただける事業はどのようなものか、それをどのようにして実施していくかについて検討していただくこととなりました。

今後設置について理事会にて正式承認を得た後、今年度中に立ち上げる予定です。

活動結果についてはご報告できる段階でまた「全改協だより」にてお伝えいたします。

加盟店の皆さまへ① 地域安全パトロールのステッカーが 色あせたり破損したりしていませんか

平成27年度以降にお配りした「地域安全パトロールステッカー(シール、白無地マグネットシート)」は日光や水による色あせが、色あせをしていたり、破損などをしていたりした場合、流改協を通じて全改協まで新品の追加をお申し込みください。

〔流改協さまへ〕 加盟店からご依頼があった場合や、新たに必要になった場合のシール、マグネットシートの追加ご注文は、



地域安全パトロールステッカー

加盟店の皆さまへ② ステッカー「加盟店証」を 必要な加盟店さまに無償で配布いたします

加盟店さまが全改協の加盟店であることをアピールしていただくためのステッカー「加盟店証」は平成25年度に制作し、流改協を通じてお配りしておりました。

ステッカーには、「全改協の活動を後援しています。」として、一般社団法人Jミルクとともに後援団体として「公益財団法人食品流通構造改善促進機構」の名が記されており、但し、同機構は法律改正により、平成30年に「公益財団法人食品等流通合理化促進機構」と改称されたため、現在の同機構の名称ではないため、在庫については原則処分す

昨年の自然災害で被害を受けた皆さまへ 生活支援情報等のご案内

昨年も、7月に発生した令和2年7月豪雨、8月の台風9号、9月の台風10号など、大きな自然災害が発生しました。幸い、特に台風は事前に警戒を呼びかけられたほどの被害は発生しませんが、被害を受けた方々には心よりお見舞い申し上げます。

全改協では、自然災害の発生時には各流改協、マーク協を通じ、加盟店さまの被害状況を極力早く把握し、一定の基準(家屋や店舗の半壊、全壊など)に応じて被災のお見舞いを流改協を通じてさせていただいております。今回は幸い、お見舞いをお出しする大きな被害は発生しな

全改協加盟店証ステッカー



ることとなりました。ただし必要とされる加盟店さまがある流改協には処分前に無償で配布することといたしますので、各都道府県流改協事務局を通じてお申し込みください。

食品衛生法が改正されています

「手引書」の活用は進んでいますか

平成30年6月に「食品衛生法」が改正され、原則すべての食品等事業者が「HACCP(ハザード)に沿った衛生管理」が制度化されたことにはすでにお伝えしたとおりです(令和2年発行第92号)。食品を扱うすべての事業者がHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるため、全改協としては、加盟店の皆さまの日常業務で必須となる、一般的な衛生管理、温度管理の徹底のため、「牛乳販売店等における牛乳製品等の宅配に関するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」を作成し、配布いたしました。

許可制から届出制に変更になりました

また、改正「食品衛生法」では事業実態に応じた営業許可業種の見直しが行われ、加盟店の皆さまが属している「乳類販売業」は、従来の許可制から届出制に変更になりました。牛乳販売店は、容器・包装された牛乳製品を法令で定められた温度管理の下、加工することなくお客さまにお届けするため、食品衛生上問題が発生する恐れが少ないと判断されたためです。既に「乳類販売業」許可を取得し



牛乳販売店等における牛乳製品等の宅配に関するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書

た衛生管理の手引書」を作成し、配布いたしました。

毎日の温度管理、衛生管理の具体的な管理方法、万が一異常があった際の対処やそれを記録に残すためのフォーマットが掲載されており、HACCPに沿った衛生管理の手引書」を作成し、配布いたしました。

また、改正「食品衛生法」では事業実態に応じた営業許可業種の見直しが行われ、加盟店の皆さまが属している「乳類販売業」は、従来の許可制から届出制に変更になりました。牛乳販売店は、容器・包装された牛乳製品を法令で定められた温度管理の下、加工することなくお客さまにお届けするため、食品衛生上問題が発生する恐れが少ないと判断されたためです。既に「乳類販売業」許可を取得し

ている場合は、新たに制度化された「届出制」への移行は自動的に行われるため、加盟店の皆さまが改めて申請する必要はありません。ただし、拠点の新設や事業承継等の場合は新制度への届出が必要となります。

なお、届出制の対象業種にはなりませんが、引き続き、保健所など行政による衛生指導は各自自治体の基準で行われます。コロナ禍で大変な状況ですが、感染防止対策と共に温度管理、衛生管理に留意しつつ営業活動を継続してください。

ご案内

全改協だよりの差し込みチラシにて、軽貨物車のリースのご案内をしています。温度管理を徹底するための、保冷車・冷蔵車の導入にお役立てください。ご興味がある加盟店さまは直接お問い合わせください。

- カーリースお問い合わせ先**
- ①三菱オートリース株式会社
営業統括部 営業推進課 後藤仁氏
TEL 03-5476-0151
 - ②オリックス自動車株式会社
Uダイレクト事業部法人チーム
担当 嶋氏、吉村氏
TEL 0120-094-012
- 牛乳料金口座引き落とし振替サービス
リコーリース株式会社
担当 濱中史人氏
TEL 0120-727-202

また、リースの利息の一部(2/3)が負担軽減となる「食品等流通合理化緊急対策事業」も引き続き全改協の事業として展開しています。随時受け付けていますのでご利用ください。



内閣府のホームページ (令和2年7月豪雨についての生活補助情報)
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ooame202007/info.html>

都道府県流改協事務局連絡先一覧

県名	郵便番号	所在地
北海道	006-0014	札幌市手稲区富丘4条4丁目8-6 北本牛乳店 内
青森県	031-0841	八戸市鮫町字上鮫46-3 (有)坂本商店内
岩手県	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通1番10号 雪印メグミルク(株)市乳事業部 北東北販売課内
宮城県	983-0045	仙台市宮城野区宮城野1-12-1 雪印メグミルク(株)市乳事業部 南東北販売課内
秋田県	019-1302	仙北郡美郷町金沢字榊柳23-4 (有)伊藤食品販売内
山形県	980-0021	仙台市青葉区中央2-2-10 仙都会館ビル6階 森永乳業(株)東北支店内
福島県	963-8025	郡山市桑野3-19-12 森永乳業(株)東北支店郡山営業所 内
栃木県	305-0817	つくば市研究学園5-20-2 つくばシティ・モア1階 森永乳業(株)内
群馬県	370-0841	高崎市栄町16-11 高崎イーストタワービル7階 森永乳業(株)関東支店内
埼玉県	370-0826	高崎市連雀町81 雪印メグミルク(株)市乳事業部 北関東販売課内
千葉県	297-0015	茂原市東部台3-21-5 山田様方
東京都	101-0032	千代田区岩本町2-10-1 SHIMADAビル7階
神奈川県	182-0025	調布市多摩川1-30-1 雪印メグミルク(株)市乳事業部 神奈川販売課内
長野県	390-0851	松本市島内4184-1 協同乳業(株)信越支店 内
新潟県	950-2031	新潟市西区流通センター5-4-21 森永乳業関東支店(株)新潟営業所内
富山県	921-8842	野々市市徳用2-362 森永乳業(株)中部支社北陸支店内
石川県	462-0850	名古屋市千種区今池5-1-5 名古屋センタープラザビル7階 雪印メグミルク(株)市乳事業部中部販売課内
福井県	520-0003	大津市あかね町3-1 日本酪農協同(株)京滋販売部
岐阜県	502-0905	岐阜市山吹町6-49-2 東海乳業(株)内
愛知県	460-0022	名古屋市中区金山4-3-7 中洋ビル2-C
三重県	461-8658	名古屋市中区徳川1-15-30 森永乳業(株)内
滋賀県	520-0003	大津市あかね町3-1 日本酪農協同(株)滋賀工場内
京都府	600-8482	京都市下京区堀川通綾小路下ル綾堀川町304-2
大阪府	534-0027	大阪市都島区中野町4-12-25 寺西様方
兵庫県	594-0074	和泉市小田町1-8-1 日本酪農協同(株)近畿販売部 販売第一課内
奈良県	636-0231	香芝市下田西4-108-15 中野様方
和歌山県	649-6417	紀の川市西大井143-5 東様方
	641-0055	和歌山市和歌川町5-9 上田様方
岡山県	701-0165	岡山市北区大内田813 森永乳業(株)中国支店 岡山営業所内
広島県	731-0113	広島市安佐南区西原2-27-30 日本酪農協同(株)内
山口県	804-0012	北九州市戸畑区中原東2丁目9の1 農協牛乳販売(株)内
徳島県	765-0012	善通寺市上吉田町504 日本酪農協同(株)内
香川県	765-0012	善通寺市上吉田町504 日本酪農協同(株)内
福岡県	807-0832	北九州市八幡西区東筑2-6-1 (有)二神商店内
佐賀県	849-1304	鹿島市大字中村2045-2
長崎県	857-0402	佐世保市小佐々町小坂306-2 堀田様方
熊本県	861-2101	熊本市桜木6-3-54 熊本県畜産会館内
大分県	870-1201	大分市大字廻栖野3231番地 大分県酪農農業協同組合内
鹿児島県	895-0033	薩摩川内市川永野町6478-10 鹿児島県酪農乳業(株)内



内臓脂肪を減らす



恵
megumi

ガセリ菌SP株ヨーグルト
ドリンクタイプ 宅配専用

機能性表示食品(届出番号 B4)

アレルギー(27品目中): 乳成分、大豆



恵
megumi

ガセリ菌SP株ヨーグルト
宅配専用

機能性表示食品(届出番号 B3)

アレルギー(27品目中): 乳成分

雪印メグミルク
宅配フリーダイヤル

なごやかミルク
0120-758-369

9:00~17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)

届出表示: 本品にはガセリ菌SP株が含まれます。ガセリ菌SP株には、内臓脂肪を減らす機能があることが報告されています。機能性関与成分: ガセリ菌SP株。本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。また、特定保健用食品ではありません。食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

政府等の支援策を積極的に利用しましょう(令和2年度分)

「全改協だより」では、これまで年1回、政府の雇用関係の助成金制度を加盟店の皆さまにご紹介してきました。昨年は特にコロナによる休業等を余儀なくされた加盟店さまも多かったことと推察します。今回は、コロナ関係の政府等の支援策と、助成金と従来の助成金とに分けてご紹介します。

B 通常の助成金

政府は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などを目的として多くの助成金を用意しています。全改協の加盟店である牛乳屋さんでも、条件に適合していれば助成金をもらえる可能性があります。経営の大きな支援になる助成金を、さがして活用しましょう。詳しくは地域のハローワークに行って窓口で相談すれば、お店にあった制度を紹介、指導してくれるはずですよ。

厚生労働省 雇用 助成金 や ハローワーク 雇用 助成金

でネット検索して、厚生労働省やハローワークが取り扱っている助成金の一覧から調べることもできます。

助成金の一例 多数ある助成金の中から、加盟店さんで受けられる可能性がありそうな助成金を挙げました

*このリストは、助成金の種類と支給額だけを記したものです。助成金を受けるためには、細かい要件、書類作成などの手続き、審査などがあることにご注意ください。また、あなたのお店がすべてこれらの助成金の対象であるというわけではありません。詳しくは各自でお調べください。

①【キャリアアップ助成金】のうち「健康診断制度コース」

有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度(人間ドック等)を新たに規定し、延べ4名以上の労働者に実施した事業主に支給されます。

1事業所あたり38万円	1事業所あたり1回のみでの支給です
-------------	-------------------

②【人材確保等支援助成金】のうち、「雇用管理制度助成コース」

評価制度、研修制度、健康づくり制度などの雇用管理制度の導入を通じて、従業員の離職率の低下防止に取り組む事業主に支給されます。対象となる事業主が、労働者全員を対象となる措置を実施した場合に、導入した制度に応じた助成額が支給されます。

助成金の種類:目標の達成に対する助成	支給額:57万円(生産性要件を満たす場合72万円)
--------------------	---------------------------

③【65歳超雇用推進助成金】のうち「65歳超継続雇用促進コース」

65歳以上への定年引き上げ等を実施する事業主に支給されます。

<定年を引き上げた、または定年の定めを廃止した場合>

	65歳定年を 70歳未満まで 引き上げ	65歳定年を 70歳まで 引き上げ	66歳以上定年を 71歳未満まで 引き上げ	66歳以上定年を 71歳以上まで 引き上げ	定年の定めを 廃止
	60歳以上の 被保険者が1~2人	10万円	15万円	15万円	
60歳以上の 被保険者が3~9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
60歳以上の 被保険者が10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

<希望者全員を対象とした66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入した場合>

	66歳~69歳		70歳以上	
	雇用延長年齢4歳未満	雇用延長年齢4歳	雇用延長年齢5歳未満	雇用延長年齢5歳以上
60歳以上の 被保険者が1~2人	10万円	10万円	10万円	15万円
60歳以上の 被保険者が3~9人	15万円	60万円	20万円	80万円
60歳以上の 被保険者が10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

④【65歳超雇用推進助成金】のうち「高齢者無期雇用転換コース」

高齢の有期契約労働者をより安定した雇用形態に転換する事業主に支給されます。

対象労働者1人につき48万円	生産性要件を満たしていることが確認できた事業主については、対象労働者1人につき60万円
----------------	---

⑤【キャリアアップ助成金】のうち「正社員化コース」

有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換、または派遣労働者を直接雇用した事業主に支給されます。

	対象労働者 1人あたりの支給額	対象労働者が母子家庭の母もしくは父子家庭の父の場合の支給額への加算額	派遣労働者を直接雇用した場合の支給額への加算額
有期契約から 正規雇用への転換	57万円	9.5万円	28.5万円
有期契約から 無期雇用への転換	28.5万円	4.75万円	—
無期雇用から 正規雇用への転換	28.5万円	4.75万円	28.5万円

⑥【特定求職者雇用開発助成金】のうち「生涯現役コース」

65歳以上の離職者を1年以上継続して雇い入れる事業主に支給されます。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短期労働者以外の者	70万円	1年	35万円×2期
短期労働者(一週間に20時間以上30時間未満勤務)	50万円	1年	25万円×2期

⑦【特定求職者雇用開発助成金】のうち「被災者雇用開発コース」

東日本大震災の被災地域の被災離職者等を1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に支給されます。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額	備考
短期労働者以外の者	60万円	1年	30万円×2期	対象者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合一事業所あたり60万円上乗せ
短期労働者(一週間に20時間以上30時間未満勤務)	40万円	1年	20万円×2期	

☆このほかにも加盟店さんで該当する可能性がある助成金制度はあります。詳しくはハローワークの窓口や、厚生労働省のホームページでご確認ください。

*受給手続きには、事業所設置や雇用などの計画書、完了届などの提出、支給対象者が2年間定着するなどの細かい条件が必要になります。詳しくはハローワーク、ホームページでご確認ください。

関連情報

コロナ対策によるテレワーク導入について、一般社団法人日本テレワーク協会のホームページに、「新型コロナウイルス感染症対策:テレワーク緊急導入支援プログラムのご紹介」として各種テレワーク導入支援プログラムが紹介されています。サポート、無償支援等のプログラムがリンクされていますので、ご覧になってはいかがでしょうか。

https://japan-telework.or.jp/anticorona_telework_support/



A 新型コロナウイルス感染症関係

厚生労働省

1 雇用調整助成金の特例(令和2年12月31日まで)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために労使協定に基づいて「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対し、休業手当等の一部が助成されます。緊急対応期間として特例の助成措置となっています。

昨年12月31日までに実施された雇用調整が対象になります。ただし、支給対象期間の末日から2ヶ月以内の申請が必要ですので、該当する加盟店さまはお早めに申請するようお願いいたします。(なお、本年1月移行につきましては、雇用情勢等により改めて判断するとされています。)

緊急対応期間中の雇用調整助成金特例措置

事業主が労働者に支払う休業手当等に対する政府の助成金が、特例措置により助成率および上限額が引き上げられています。

具体的には、1人1日15,000円を上限として、労働者に支払う休業手当が最大10/10(*)助成されます。さらに、教育訓練を実施した場合には、対象労働者数1名につき日額最大2,400円が加算されます。

*この助成率は、中小企業か大企業か、事業主による雇用が維持されたか否かにより下の表のように分かれます。

表 企業規模、雇用維持による助成率

	解雇等を行わず雇用を維持した場合	それ以外の場合
中小企業	10/10	4/5
大企業	3/4	2/3

☆学生アルバイトなどの雇用保険被保険者以外に対する休業手当等も対象です。

2 生活を支えるための支援(おもな一部のみをご紹介します)

①事業資金や生活費に困っているとき

【給付】(一例です)

支援の名称	対象	給付額
持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者	200万円
家賃支援給付金	①昨年5月から12月のうちいずれかの1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少している ②昨年5月から12月のうち連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少している 上記①、②いずれかにあてはまる中小企業	申請時直近の家賃月額6ヶ月分
厚生年金保険料等の猶予	昨年2月以降の1ヶ月以上の事業収入が前年同時期の20%以上減少し、社会保険料の納付が困難な事業主	厚生年金保険料等の納付を1年間猶予 担保不要 延滞金免除

【融資】(一例です)

融資の種類	対象	融資枠
・民間金融機関 ・日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付等	新型コロナウイルス感染症による影響で1ヶ月の売上が前年または前々年同期比で5%以上減少した事業主	「特別利子補給制度」の併用で実質無利子での融資が受けられる
民間金融機関によるセーフティネット保証4号	新型コロナウイルス感染症による影響で1ヶ月の売上が前年または前々年同期比で20%以上減少した中規模事業者	一般枠とは別枠で最大2.8億円で借入債務の100%を保証

②新型コロナウイルスの感染等により仕事を休むとき

支援の名称	対象	給付額
傷病手当金	新型コロナウイルス陽性で4日以上仕事を休んだ労働者	標準報酬月額の1/45×日数 最長1年6ヶ月
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	昨年10月から12月までに新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響で休業させられ、休業手当の支払いを受けられなかった労働者	休業前賃金の80% 月額上限35万円、休業実績に応じて支給
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	昨年5月7日以降、妊娠中の女性労働者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する健康管理措置として、有給休暇制度を整備し、妊娠中女性労働者の5日以上の取得実績がある事業主	該当労働者一人あたり ・有給5日以上20日未満の場合25万円 ・以降20日ごとに15万円加算 上限100万円
介護離職防止支援助成金 新型コロナウイルス感染症対応特例	新型コロナウイルス感染症対応の介護休暇制度を新たに設けた事業所で、これを利用して5日以上の休暇を取得した労働者	休暇日数5日以上10日未満の場合20万円、10日以上35万円